

根室市選挙管理委員会告示第 4 号

根室市選挙管理委員会規程（昭和 55 年根室市規程第 2 号）の全部を改正する  
規程をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 日

根室市選挙管理委員会

委員長 褐 谷 良 憲



根室市選挙管理委員会規程

根室市選挙管理委員会規程（昭和55年根室市規程第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第194条の規定に基づき根室市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員長の選挙）

第2条 根室市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、委員の無記名投票を行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同数であるときは、くじで定める。

2 委員会は、前項の選挙において、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

（委員長の任期及び補欠選挙）

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員会は、委員長が委員又は委員長の職を辞したとき、その他委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

（委員長の職務代理）

第4条 委員長は、就任後速やかに委員長の職務を代理する委員（以下「職務代理人」という。）を指定しなければならない。

（委員長等の退職）

第5条 委員長が退職しようとするときは、職務代理人にその旨を文書をもつて届け出て委員会の承諾を得なければならない。

2 職務代理人及び委員並びに委員の補充員（以下「補充員」という。）が退職しようとするときは、委員長にその旨を文書をもつて届け出て、委員長の承諾を得なければならない。

（委員等の異動に関する告示）

第6条 委員会は、委員長及び職務代理人が定まったとき、又は委員に異動があったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

（所属会派の変更等に関する届け出）

第7条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき、又は政党その他の政治団体に所属し、若しくはその所属を変更したときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

（委員会の招集）

第8条 委員会の招集は、委員長が文書をもつて通知しなければならない。ただし、急を要するときは、文書以外の方法によることができる。

2 前項の通知には、会議の日時、場所及び議題を示さなければならない。

3 委員が委員会の招集を請求しようとするときは、会議の日時及び附議すべき事項を記載した文書をもつてしなければならない。

4 委員の改選後初めて行われる委員会の招集は、事務局長が行うものとする。

（欠席の届出）

第9条 委員は、委員会に出席することができないときは、あらかじめ、委員長にその旨を届け出なければならない。

（会議の議長）

第10条 委員会の会議の議長は、委員長が当たるものとする。

（会議の傍聴）

第11条 会議は、委員長の許可を得て傍聴することができる。ただし委員会の議決により秘密会としたときはこの限りでない。

（関係者の出席）

第12条 委員会は、必要があると認めたときは、選挙人その他関係のある者の出席を求めて、その説明又は意見を聞くことができる。

（会議録の調製）

第13条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

(議事の手続)

第14条 第8条から前条までに定めるもののほか、議案の審査、議決等委員会の議事に関しては、市議会の例による。

(委員長の職務)

第15条 委員長の職務は、法令に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 議案の提出に関すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 書記その他の職員の服務に関すること。
- (4) その他委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決処分)

第16条 委員会を開く時間的余裕が無い場合等で急を要するときは、委員長は委員会の権限に属する事項を専決することができる。

2 委員長は、委員会の権限に属する軽易な事項で委員会の指定したものを専決することができる。

3 前2項の規定により専決した事項については、速やかにこれを委員会に報告しなければならない。

(事務局の設置)

第17条 委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織、処務等については、別に定める。

(告示の方法)

第18条 委員会及び委員長の告示は、根室市の定める公告式の例による。

附 則（令和3年3月1日選管告示第4号）

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。